救護所開設マニュアル(案)アンケートの回答

資料４

番号	質問・御意見	回答
1	救護所の設置場所はどのように決定するのか。 決定するための基準は。 予定している救護所のすべてが設置可能な状況なのか。 マニュアルの「３　救護所設置場所の開錠(４)」に述べられていることを確認してから救護所開設の決定がなされるのではないか。順番が逆ではないか。	救護所の設置にあたっては、災害救護対策本部にて市内の被災状況等情報収集し設置の必要性を検討します。その後、災害対策本部にて設置の決定がなされます。 なお、救護所の設置を検討する際は、学校の施設管理者(又は市職員)が大きな破損はないことを確認し、災害対策本部に報告していますが、その後被災状況に変化がないか確認する目的で記載しています。(開設マニュアル4ページ)
2	マニュアル「４　備品等の配置　（１）武道場にある備品を借用して、レイアウトをする(机、椅子など)」とあるが、すべての救護所における備品をチェックし、その備品を使ってどのようにレイアウトするか考えておく必要がある。	医療救護活動マニュアルP37～41に参考としてレイアウトを掲載していますが、令和７年度より、市職員にて救護所開設練習を行い、備品・レイアウトの確認を行っています。今後、開設練習を行った救護所は、救護所開設マニュアルの更新を随時行っていく予定です。しかし、学校の武道場の備品を借用させていただくため、学校によっても状況によっても置いてある備品はいつも同じとは限らないことから、救護所開設時にある備品で臨機応変にレイアウトしていただく必要があります。
3	救護所において靴を履き替えるのは現実的に無理そうな気がする。 持ち物が増える。間違える。感染症予防。移動の容易さを考えると靴を脱がない対応もありかと考える。	来所者の導線にシートを引いて土足で利用できる方法も検討しましたが、ストレッチャーや椅子が用意できないため、各トリアージシートに直に座っていただく想定となります。シートの汚染防止、感染症予防の観点から靴の履き替えが必要と考えました。 救護所の設置にあたり、市民周知の際は土足厳禁であることを周知し、履き替えが難しい方はシューズカバーの利用を進めるなど、マニュアルに追記しました。(開設マニュアル6ページ)
4	救護所や市内三病院では、救急車がどのような運用をされることを想定しているか。消防の役割などマニュアルに生かせないか。 7ページ６章　6-3-2(４)の「自力・家族等により病院に連れていくことができない場合には、救急車等を要請する」について、救急車の運用と併せて修正が必要か。	災害医療対策会議にて委員の皆様に御審議いただきたいと考えています。

5	役割分担について、職員が連絡係もかねた現地統括を行うことは難しいと思われる。 連絡係と統括は別にすべきではないか。	市職員の救護所配備は参集状況により変化しますが、最低2～３人であることを想定してマニュアルを作成しています。(事務職１～２名＋保健師１名程度) 現場統括者：事務職 受付事務：事務職 軽傷者への応急対応等：保健師 応援職員の到着次第、臨機応変に業務分担するようマニュアルに記載しました。(開設マニュアル8ページ)
6	シフト交代のタイミングはいつになるのか。	運営時間が６時間を超過する場合には休憩又は交代が必要と考えています。開設決定の時点で職種ごとにシフトを組み人員の確保を図ることが望ましいですが、何時間交代にするか等今後検討します。
7	発災から運用開始までの簡易チャートがあるとわかりやすいと思う。	発災から運用開始までの簡易チャートを作成しました。
8	救護所の参集メンバーのリスト作成が必要ではないか	医療救護活動マニュアルP33の「流山市災害救護対策本部・救護所体制」にリストを作成しています。 毎年更新し会員の皆様へ配布しています。
9	薬剤・衛生材料の管理をするにあたり、どのようなものが何個装備されているのか、各救護所ごとのリストが必要	医療救護活動マニュアルP42～P45に各救護所の備品・薬剤・衛生材料の一覧があります。
10	トリアージはSTART法だと思うが、訓練すればだれでもできそうな気がする。医師等医療従事者が足りない場合は事務職員でも可能かもしれない。	現在の医療救護活動マニュアルにおいて、トリアージポストに医師又は歯科医師、看護師又は保健師が配置予定です。